

7 社会全体の自殺リスクを低下させる

社会全体の自殺リスクを低下させるため、様々な分野において、「生きることの阻害要因」を減らし、併せて「生きることの促進要因」を増やす取組を推進します。

(1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信

【対象者を特定しない施策】

①自殺予防に関する相談

ア 自殺問題やさまざまな心の悩み

自殺の危険を示す相談には十分な配慮を持って継続的に対応します。<全>

(長崎いのちの電話、大村市)

②一般保健・精神保健に関する相談

ア 精神科救急情報センターにおける24時間の精神医療相談窓口<全>

(県精神科救急情報センター)

イ 心の健康・アルコール・薬物に関する相談<全>

(県長崎こども・女性・障害者支援センター)

ウ 「こころの電話相談」<全>

(県長崎こども・女性・障害者支援センター)

エ うつ病などの心の健康<全>

(県保健所、各市町保健担当課)

オ 心とからだの健康相談、性・子育て・介護の相談(まちの保健室)<全>

(県看護協会(各支部))

③医療機関に関する相談

ア 身近な精神科等の医療機関についての相談<全>

(県保健所、県長崎こども・女性・障害者支援センター、長崎市)

④青少年・子どもに関する相談

ア 育児、いじめ、不登校、障害のある子どもの就学などの相談(親子ホットライン、24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口)<全>

(県教育庁、県教育センター)

イ 児童及び家庭に関する悩みごとについての相談(子ども・家庭110番、テレホン児童相談室、家庭児童相談室)<全>

(県長崎及び佐世保こども・女性・障害者支援センター、各県・市福祉事務所)

ウ 少年問題全般に関する相談(少年相談、ヤングテレホン)<全>

(警察)

エ 育児、不登校、要保護児童などハイリスク家庭についての相談<全>
(県南保健所、長崎市、西海市、長与町)

オ 不登校、ひきこもり、ニート等、社会生活を円滑に営む上での様々な問題や
悩みについての総合相談<全>
(県子ども未来課(県子ども・若者総合相談センター「ゆめおす」))

⑤女性に関する相談

ア 配偶者等からの暴力・家庭不和等の相談・一時保護<全>
(県長崎及び佐世保子ども・女性・障害者支援センター(配偶者暴力相
談支援センター))

イ 配偶者からの暴力・家庭不和等の相談<全> (各市、長与町)

ウ 女性の被害時の相談(ストーカー対策係、性犯罪被害110番)<全>(警察)

エ 交際相手や配偶者からの暴力の相談・支援<全>
(NPO法人DV防止ながさき)

⑥男女共同参画に関する相談

ア 一般相談
家庭・職場・地域における悩みやストレスに関する相談<全>
(県男女共同参画推進センター)

イ 男性専用相談
悩みやストレスを抱え込みがちな男性のための専用窓口による相談<全>
(県男女共同参画推進センター)

⑦障害に関する相談

ア 障害(身体・知的・精神)の相談(障害者110番)<全>
((一社)長崎県手をつなぐ育成会)

イ 障害(身体・知的・精神)の相談<全>
(各市、長与町、時津町)

ウ 障害者(精神)の就労に関する相談・支援<全> (県南保健所)

⑧高齢者に関する相談

ア 高齢者介護や権利擁護などの総合相談<全>
(各市町地域包括支援センター)

⑨生活・福祉に関する相談

ア 生活保護に関する相談<全> (各県・市町福祉事務所、県福祉保健課)

イ 生活・福祉の心配ごと相談 (民生委員・児童委員・弁護士などによる)
(各市町社会福祉協議会)

⑩消費生活に関する相談

ア 悪質商法や多重債務など消費生活トラブルの相談 (消費生活相談窓口) <全>
(県消費生活センター、各市町担当窓口)

イ 各種資金の貸付 (総合支援資金等) <全> (各市町社会福祉協議会)

⑪法律に関する相談

ア 職場のトラブル、いじめ問題、離婚、DV、消費者被害など様々な分野の法的トラブルに応じた法律相談全般<全> (県弁護士会)

イ 解決に役立つ法制度や適切な相談機関等の情報提供、経済的に余裕のない方への無料法律相談や弁護士・司法書士費用等の立替え<全>
(日本司法支援センター (法テラス))

⑫労働に関する相談

ア 労働問題について、労働者・事業主からの相談 (長崎労働局総合労働相談コーナーほか) <全> (長崎労働局、各労働基準監督署)

イ 不払い残業・不当解雇・長時間労働など労働関係全般の相談 (なんでも相談ダイヤル) <全> (連合長崎)

⑬金融・経営に関する相談

ア 貸金業に関する相談<全> (日本貸金業協会)

イ 中小企業向け制度資金の相談<全>
(県商務金融課、県商工会連合会、各商工会議所、信用保証協会)

⑭倒産に関する相談

ア 倒産のおそれのある中小企業者からの相談<全>
(県商工会連合会、各商工会議所)

⑮人権問題に関する相談

ア 人権の相談<全> (長崎地方法務局、県人権教育啓発センター)

⑩犯罪・暴力・犯罪被害に関する相談

- ア 犯罪被害に遭われた方やその家族などに対し、法制度の紹介、適切な相談窓口や関係機関・団体の案内、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介を行う<全> (日本司法支援センター(法テラス))

⑪交通事故に関する相談

- ア 損害賠償・過失程度・示談・自賠責保険の請求等の交通事故相談<全> (県交通事故相談所(県庁内)、長崎市)

⑫その他の相談

- ア 遺族支援に関わる関係者からの相談<全> (長崎市、自死遺族支援ネットワーク R e)
- イ 困りごと全般の相談(警察安全総合相談室)<全> (警察)
- ウ インターネット上の自殺予告事案などの相談(サイバー犯罪相談) (警察)
- エ 自殺に限らず生活上(職場・家庭・地域等)の相談<全> (カウンセリング:メール・電話も含む)受付、カウンセラーの派遣(あるいは巡回) (日本産業カウンセラー協会)

⑬自殺の危険を示すサインとその対応方法、相談窓口を掲載したパンフレットを随時改訂し、ホームページに掲載します。<予> (県長崎子ども・女性・障害者支援センター)

⑭保健所の精神保健福祉相談の周知を図ります。<予> (県保健所)

⑮警察の各種相談窓口(警察安全相談、性犯罪被害110番、ヤングテレホン等)について県警のホームページに掲載し、広報を行います。<予> (警察)

⑯ホームページによる広報を行います。<予> (自死遺族支援ネットワーク R e)

⑰機関紙「長崎いのちの電話だより」を発行します。また、ポスター・チラシの配布及びホームページによる広報を行い自殺予防電話相談の周知を図ります。<予> (長崎いのちの電話)

⑱消費生活トラブルの相談窓口について、ホームページ、広報誌等による広報を行います。<予> (県消費生活センター)

- ②⑤各種相談窓口について、広報誌等による広報を行います。＜予＞
(時津町、波佐見町)
- ②⑥DVについての予防啓発を行います。＜全＞
(県こども家庭課、NPO法人DV防止ながさき)
- ②⑦各相談機関担当者による連絡会議を定期的を開催し、相互の情報共有を図るとともに、連携体制を構築します。＜全＞
(県障害福祉課、警察)
- ②⑧各市町がそれぞれの地域特性に応じた相談体制を整備していくことができるよう支援します。＜全＞
(県保健所、県障害福祉課)
- ②⑨精神保健医療福祉協議会や地域・職域連携推進協議会において、自殺問題に関する関係機関での情報交換・協議を行うとともに、管内関係者(医療・保健・福祉・教育・労働・警察等)を対象として自殺に関する研修会を開催し、管内におけるネットワークを構築します。＜全＞
(県央保健所、県南保健所、県北保健所、五島保健所、上五島保健所、壱岐保健所、対馬保健所)
- ③⑩管内の自殺対策等に関わる関係機関で協議を行い、連携して相談に対応できるネットワークを構築します。＜全＞ (佐世保市、島原市、大村市、時津町)
- ③⑪庁内連絡会議を設置し、自殺予防の取組について、意見・情報交換、研修等を行います。＜全＞ (長崎市、西海市)
- ③⑫保健・医療・福祉・高齢者等の関係課と自殺対策に関する研修会を開催し、市町における相談体制の充実を図ります。＜全＞ (大村市、時津町)
- ③⑬現在の電話相談を拡充して電話相談窓口の設置を検討します。＜予＞ (小値賀町)
- ③⑭弁護士会のホームページ掲載、弁護士会の法律相談、日本司法支援センター(法テラス)の制度を使った無料法律相談を実施します。＜介＞ (県弁護士会)
- ③⑮当事者、関係者からの連絡により、必要に応じて家庭訪問します。＜全＞
(県保健所、島原市、諫早市、平戸市、五島市、西海市、川棚町)
- ③⑯自殺する可能性のある行方不明者に対する発見保護活動を実施します。＜介＞
(警察)
- ③⑰悩みに応じた相談窓口を市民に周知し、適切な相談を受けられるよう環境整備を

図ります。〈予〉

(雲仙市)

③⑧うつ状態での現実要因が大きい事例（借金、各種トラブルなど）に活用するために、行政機関や連携機関の一覧やマップを作成します。〈介〉

(県精神神経科診療所協会)

③⑨県内3か所に無料相談センターを設置し、司法書士の行うことができる法律相談を実施します。〈予・介〉

(県司法書士会)

④⑩ホームページやリーフレットにより、県内3カ所で行っている無料相談の周知を図ります。〈予〉

(県司法書士会)

④⑪ゲートキーパーとして、不眠等うつ病の疑いが考えられる患者に対して「相談窓口用手引き」を活用し各種相談に応じます。〈予〉

(県薬剤師会)

④⑫自らが法的問題を抱えていることに気付いていなかったり、意思の疎通が困難であるなどの理由で自ら法的援助を求めることが難しいという司法アクセス障害を解消するため、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等と連携を図り、アウトリーチするなどして法的問題を含めて総合的に問題を解決するための取組を行います。〈全〉

(日本司法支援センター(法テラス))

【児童生徒等を対象とした施策】

④⑬いじめや不登校をはじめ、集団不適応などの問題に対して指導・支援（電話相談、来所相談、委嘱相談、適応指導教室、メール相談）を行うとともに、学校関係者に対しては、地区別研修を実施し、支援体制を充実させます。〈予〉

(県教育庁、県教育センター)

④⑭学校へ臨床心理士等のスクールカウンセラーを配置、派遣し、教育相談の充実を図ります。〈予・介〉

(県教育庁)

④⑮教育センターのホームページ上で、生徒指導及び教育相談についてのさまざまな情報を発信します。また、相談窓口の紹介を行います。〈予〉

(県教育センター)

④⑯長崎県教育委員会と連携し、学校側が学校だけでは解決が困難な法的課題に直面した際に、適切な法的助言を受けられる機会を提供し、支援します。〈全〉

(県弁護士会)

【労働者等を対象とした施策】

- ④⑦長崎及び佐世保労働相談情報センターにおいて、労働者及び経営者などからの労働相談に対し、指導、序言を行います。〈予・介〉（県雇用労働政策課）
- ④⑧産業保健相談（メンタルヘルス不調に陥った労働者からの相談、復職支援プログラム構築に係る相談、職場の改善整備に関する相談）を行います。〈全〉（長崎産業保健総合支援センター）

【高齢者等を対象とした施策】

- ④⑨老人クラブ会員による友愛訪問活動（相互支援事業）を独居高齢者、病弱者を抱えている高齢者家族を対象に実施し、声かけ、話し相手、情報提供、外出同行などを行います。〈全〉（老人クラブ連合会、県長寿社会課）

（2）多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

【対象者を特定しない施策】

- ①長崎県多重債務者対策協議会を設置し、多重債務者からの相談等への対応及び啓発活動等、多重債務問題の解決に努めます。〈予〉（県食品安全・消費生活課、県消費生活センター）
- ②セーフティネット貸付として、県下社会福祉協議会を窓口として生活福祉資金等の貸付を実施します。〈予・介〉（県福祉保健課）
- ③貸金業に関する相談対応を行います。
（・貸金業等の規制に関する法律に基づき、登録貸金業者の指導監督を行います。
・ヤミ金融については、県警本部をはじめとする関係機関との連携を図ります。
・多重債務者からの相談時は、適切な相談窓口への誘導を行います。）〈介〉（県食品安全・消費生活課、県消費生活センター）
- ④任意整理、破産、民事再生申し立て等、多重債務の法的な解決を行います。〈予〉（県弁護士会）
- ⑤弁護士会の「有料法律相談（長崎・佐世保の各法律相談センター）」及び「弁護士紹介制度（長崎）」における多重債務関係の相談料について、初回無料制度（法人の相談を除く）を案内し、より相談しやすい体制を整備します。〈介〉（県弁護士会）
- ⑥司法書士総合相談センターによる、無料相談会（司法書士業務全般にわたる相談会）を実施します。〈介〉（県司法書士会）

- ⑦貸金業界の指定紛争解決機関（金融ADR）として、次の業務を行います。
（・貸金業務に関する相談、苦情、紛争解決への対応
・返済困難な相談者に対する債務解決支援
・多重債務の再発防止を図るための支援（生活再建支援カウンセリング）
・貸付自粛申告の受付等）＜予＞（日本貸金業協会）

（3）失業者等に対する相談窓口の充実等

【労働者等を対象とした施策】

- ①各市町社会福祉協議会による各種の貸付事業を実施します（総合支援資金等）。
＜予・介＞（各市町社会福祉協議会）
- ②若年者、中高年者への就業支援として、ハローワーク等、国や関係団体と連携し、個別相談から、就職活動に必要な能力取得のセミナー、職業紹介までの一貫した支援を実施します。＜予＞（県雇用労働政策課、長与町）
- ③ハローワーク職員に対し、うつ傾向がある来所者の早期発見ができるような知識の普及並びに相談窓口についての周知を行います。＜介＞（県央保健所、壱岐保健所、対馬保健所）
- ④就労意欲のある失業者等で住居を喪失又は喪失するおそれのある者に対して一定期間、住宅確保給付金を支給するとともに、就業機会の確保に向けた支援を行います。＜予＞（各県・市町福祉事務所）

（4）経営者に対する相談事業の実施等

【労働者等を対象とした施策】

- ①中小企業者向け融資相談を実施します（中小企業者向け制度資金の相談）。
＜予・介＞（県商工会連合会、信用保証協会、長与町）
- ②国・県等が進める中小企業の成長発展を図るための各種金融施策を推進します。
＜介＞（中小企業団体中央会、長与町）
- ③倒産防止特別相談室（倒産のおそれのある中小企業者からの相談）を実施します。
＜予＞（県商工会連合会、長与町）
- ④中小企業者（個人事業者を含む）を対象とした、経営上の問題・悩み（売掛金回収、契約交渉、再建・再生、クレーム対応等）についての法律相談を実施します。
＜全＞（県弁護士会）

- ⑤中小企業者を対象として、経営安定特別相談室（長崎県補助事業）、長崎県中小企業再生支援協議会（国の委託事業）、早期転換・再挑戦支援窓口事業（国の委託事業）を実施します。〈介〉（長崎商工会議所）

（５）法的問題解決のための情報提供の充実

【対象者を特定しない施策】

- ①法的問題解決のための情報提供の充実及び県民への周知を図ります。〈介〉（日本司法支援センター（法テラス））

（６）危険な場所、薬品等の規制等

【対象者を特定しない施策】

- ①地域のかかりつけ薬局として、薬物乱用防止を含めた、うつ病患者等に対する医薬品適正使用に努めます。〈予〉（県薬剤師会）

（７）インターネット上の自殺予告事案への対応等

【対象者を特定しない施策】

- ①インターネット上の自殺予告事案にかかる書き込み者（自殺予告者）を特定し、本人及びその家族に対しての指導援助を行います。〈介〉（警察）

（８）介護者への支援の充実

【高齢者等を対象とした施策】

- ①介護関係者に対する研修会等に協力して、メンタルヘルスや自殺問題に対する普及啓発を行います。〈予〉（西彼保健所、県北保健所）
- ②介護者の心の相談を実施します。〈全〉（佐世保市）

（９）ひきこもりへの支援の充実

【対象者を特定しない施策】

- ①ひきこもりに対するニーズに応じた必要な支援を行います。〈予〉（県子ども・若者総合相談センター「ゆめおす」、各保健所、県長崎こども・女性・障害者支援センター、県障害福祉課）
- ②ひきこもり者の居場所を設置します。〈全〉（佐世保市）

- ③ひきこもり者の家族相談会の実施、電話や窓口での相談、訪問を実施します。
<全> (佐世保市)

(10) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

【対象者を特定しない施策】

- ①性暴力被害者支援「サポート長崎」において、性犯罪・性暴力被害者に対する必要な相談支援を行います。<介> (県交通・地域安全課)

【児童生徒等を対象者とした施策】

- ②児童相談所において、虐待を受けた子どもに対する必要な相談支援を行います。
<介> (県子ども家庭課)

(11) 生活困窮者への支援の充実

【対象者を特定しない施策】

- ①生活困窮者の支援について、相談窓口や資金貸付など、各種制度、施策の周知を図ります。<予> (各県・市町福祉事務所、県福祉保健課)
- ②各福祉事務所設置自治体の自立相談支援機関において、生活困窮者に対する包括的な相談支援を行います。<介> (各県・市町福祉事務所)
- ③生活保護に関する相談に対応します。<全> (各県・市町福祉事務所)

(12) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等

【対象者を特定しない施策】

- ①県福祉事務所に母子父子自立相談員を配置し、相談支援を行います。<予> (県子ども家庭課)
- ②ひとり親家庭等自立促進センターにおいて、就業による自立を促進するための相談支援を行います。<予> (県子ども家庭課)

(13) 妊産婦への支援の充実

【対象者を特定しない施策】

- ①産科・精神科・小児科・行政の関係機関において、支援が必要な妊産婦に関する情報を共有し、妊産婦への連携した相談支援体制を構築します。<予> (県子ども家庭課)

②産後二ヶ月までの産婦への産後ケア（訪問ケア、デイケア、ナイトケア、ショートステイ）を実施します。〈全〉（長崎市、佐世保市、平戸市）

③母子健康手帳交付時に支援が必要な妊婦のスクリーニングを実施し、その後の支援を行います。〈全〉（長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、壱岐市、五島市、長与町、時津町、波佐見町、小値賀町）

④乳児家庭全戸訪問事業を実施します。〈全〉（長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町）

（14）性的マイノリティへの支援の充実

【対象者を特定しない施策】

①地域社会や職場において、性的マイノリティの存在を正しく認識し、性に対する多様なあり方への理解を深めるために、民間団体等とも連携して各種講演会や研修会等の開催、啓発資料の配布等を通じて、広く県民への教育・啓発や相談対応の充実を図ります。〈全〉（県人権教育啓発センター）

（15）関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知

【対象者を特定しない施策】

①関係機関・団体からなる自殺対策連携会議を設立し、総合的な自殺対策を検討します。また、一体的に自殺対策を推進します。〈全〉（大村市）